

平成27年度橋梁定期点検の結果について

1. 点検の概要

甲斐市では橋梁の定期点検として、「橋梁定期点検要領 平成26年6月 国土交通省道路局 国道・技術課」に準拠し近接目視を基本とした点検を行い、橋梁毎の傷み具合を以下の表-1及び表-2に示す区分に分類しました。

表-1 対策区分の判定区分

判定区分	判定内容
A	損傷が認められていないか、損傷が軽微で補修を行う必要がない。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
C 1	予防保全の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。
C 2	橋梁構造の安全性の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。
E 1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E 2	その他、緊急対応の必要がある。
M	維持工事に対応する必要がある。
S 1	詳細調査の必要がある。
S 2	追跡調査の必要がある。

表-2 健全性診断の判定区分

区分	定義
I 健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。
II 予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III 早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV 緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

「健全性の診断」と「対策区分の判定」は、それぞれの定義に基づいて判定を行います。一般には主要部材（主桁、床版、下部工、支承部）において次のような対応となります。

「I」：A、B

「II」：C 1、M

「III」：C 2

「IV」：E 1、E 2

2. 点検実施橋梁とその結果

平成27年度の定期点検は以下の表-3に示す35橋について実施しました。

表-3 点検実施橋梁とその結果

橋梁名(フリガナ)		路線名	橋長 (m)	対策区分の判定結果	健全性の診断結果	備考
無名橋	ムメイハシ	信玄堤玉川線	3.3	B	I	
無名橋	ムメイハシ	上篠原玉小線	2.6	M	II	
無名橋	ムメイハシ	玉川万才線	4.0	B	I	
無名橋	ムメイハシ	中八幡玉幡中学校線	2.7	B	I	
無名橋	ムメイハシ	竜王宮ノ前線	2.3	M	II	
無名橋	ムメイハシ	四ツ谷新町線	3.0	B	I	
無名橋	ムメイハシ	清水沖田線	2.8	M	II	
無名橋	ムメイハシ	伊勢河原線	3.5	M	II	
無名橋	ムメイハシ	富竹新田徳行線	2.4	B	I	
無名橋	ムメイハシ	中八幡中道線	2.6	B	I	
無名橋	ムメイハシ	中八幡中道線	2.3	B	I	
無名橋	ムメイハシ	一本橋道線	2.4	B	I	
無名橋	ムメイハシ	榎浜海道東線	2.3	B	I	
無名橋	ムメイハシ	五本松柳原線	3.1	C 1	II	
無名橋	ムメイハシ	富竹新田西八幡線	2.2	M	II	
無名橋	ムメイハシ	玉川冷間住宅線	2.3	B	I	
無名橋	ムメイハシ	玉川冷間住宅線	2.0	C 1	II	
無名橋	ムメイハシ	五本松下堰本道線	2.3	B	I	
無名橋	ムメイハシ	西小学校線	2.1	B	I	
甲斐貢川橋	カイクガワハシ	竜王駅北通り線	27.9	B	I	
さつき野第2橋	サツキノダイニハシ	さつき野中線	2.2	C 1	II	
さつき野第1橋	サツキノダイイチハシ	さつき野西線	2.2	M	II	
新田橋	シンデンハシ	開発1号線	2.4	M	II	
中更橋	ナカサラハシ	開発1号線	2.3	B	I	
とりいざか橋	トリイザカハシ	鳥居坂大下線	2.1	M	II	
中島橋	ナカジマハシ	中島1号線	8.2	B	I	
第3打返橋	ダイサンウチガエシハシ	藤ノ木中村線	3.6	C 1	II	
北ノ里橋	キタノサトハシ	下菅口北ノ里線	3.1	M	II	
金ノ尾新橋	カネノオシンハシ	金ノ尾3号線	15.2	M	II	
中沢川橋	ナカザワガワハシ	田畑笠石線	2.3	M	II	
道尾橋	ドウオハシ	新田サトリ線	2.2	C 1	II	
塩川端橋	シオカワハシバシ	釜無川サウジロード線	4.7	M	I	
沖田橋	オキタハシ	滝坂希望ヶ丘線	13.5	M	II	
無名橋	ムメイハシ	横町開発三号線	2.6	C 1	II	
無名橋	ムメイハシ	下今井農大線	5.0	B	I	

3. 点検結果のまとめ

対策区分の判定結果を表-4に、健全性の診断結果を表-5に示します。

表-4 対策区分の判定結果

判定区分	判定の内容	橋梁数
A	損傷が認められていないか、損傷が軽微で補修を行う必要がない。	0
B	状況に応じて補修を行う必要がある。	16
C 1	予防保全の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。	6
C 2	橋梁構造の安全性の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。	0
E 1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。	0
E 2	その他、緊急対応の必要がある。	0
M	維持工事に対応する必要がある。	13
S 1	詳細調査の必要がある。	0
S 2	追跡調査の必要がある。	0

表-5 健全性の診断結果

区分	定義	橋梁数
I 健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。	17
II 予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。	18
III 早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。	0
IV 緊急処置段階	道路橋の機能に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。	0

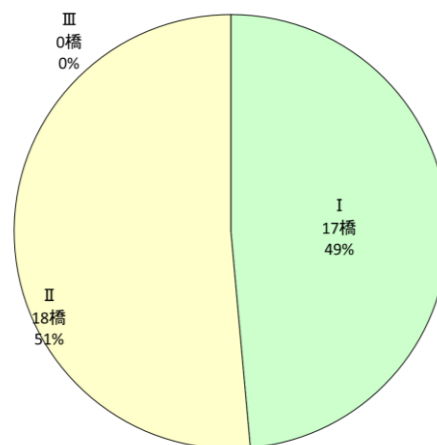
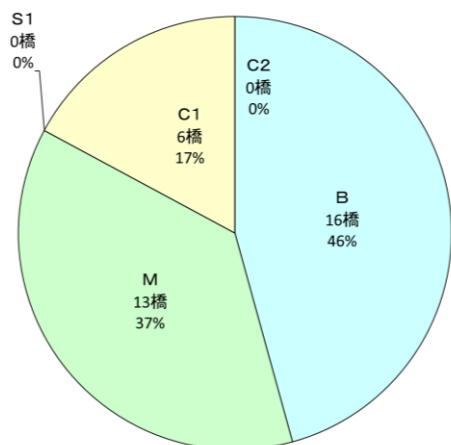


図-1 対策区分の判定結果

図-2 健全性の診断結果

検結果より”道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態”の橋梁は確認されませんでした。なお”予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい”橋梁が全体の半数を占めていますので、これらの橋梁については、計画的に順次対策を進めていく予定です。